

(別紙1)

要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組み

1. 体制整備の状況

平成13年10月より、「債務者区分ランクアップ活動」として要注意先（含む要管理先）の正常化に向けた取組みを本部・営業店の連携のもと行ってきました。

平成18年1月には、この取組みをさらに強化するため、審査部内に「企業支援室」を設置し、要管理先および破綻懸念先等に対する抜本的な経営改善、再生支援への取組みを開始しました。

2. 経営改善・事業再生支援取組み先の選定方法

(1) 経営改善支援取組み先の選定方法

原則、与信残高100百万円以上の要注意先（含む要管理先）をランクアップ対象先として抽出しております。

(2) 事業再生支援取組み先の選定方法

原則、宮城県に本社を置き、当行がメイン行もしくは準メイン行となっている要管理先および破綻懸念先を対象先として抽出しております。

3. 取組み内容

(1) コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費削減、資産売却、業務再構築等の助言を行っております。

(2) 中小企業再生支援協議会等と連携し、再生計画の策定支援を行っております。

4. 平成17年度および18年度上半期におけるランクアップの実績

別紙2をご参照下さい。

5. 経営改善支援、事業再生支援にかかる個別事例

別紙3および別紙4をご参照下さい。

以 上